

件名： 第2回食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会

日時： 平成19年12月13日（木） 13：30～16：05

場所： 東京国際フォーラム G607 会議室

1. 開会
2. 挨拶（略）
3. 出席者紹介（略）
4. 審議

事務局：前回の委員会のおさらい（資料1「第2回委員会議事要旨」）

（1）トレーサビリティシステムの監査と認証の仕組みについて

事務局：（資料2「食品トレーサビリティシステムの監査および認証の仕組みについての考え方」を説明）

座長：第三者認証制度を設けることは無理であるけれども、監査士を育成するための委員会を設けるという事務局の提案があった。質問や意見はあるか。

<監査および認証の仕組みについて>

【主な意見】

- ・外部監査と第三者認証の違いは分かるが、やっていることやコストはほとんど共通だから、認証にしていた方が良いのではないか。
- ・トレーサビリティはインフラであり、トレーサビリティだけで安全・安心等はうたえないため、企業が認証を取るニーズがないから第三者認証は難しい。
- ・今はまだ目的に応じてトレーサビリティの精度もばらばらで完璧ではないので、現時点では、トレーサビリティの第三者認証制度を国レベルで整備する必要はないのではないか。
- ・まずは内部監査、第三者監査、さらには第三者監査を増やして行って、将来的には第三者認証を目指す方向が良いのではないか（時間をおいて改めて検討する機会を設けてはどうか）。
- ・トレーサビリティシステムの認証のニーズを生むには、トレーサビリティの啓発が必要。
- ・企業や団体内で内部監査する場合も監査ができる人材が必要であり、内部監査ができる人材を育成する場は重要。
- ・ISO22005 との関係については、「システムの要件」は ISO22005 に準拠しているので、ISO22005 取得の前段階として考えれば良い。
- ・トレーサビリティ監査士を取ると「システムの要件」だけでなく、ISO22005 もカバーできると良いのではないか。
- ・監査については客観性が重要だ。
- ・トレーサビリティ監査士資格には法律的な裏付けやオーソライズがないと普及しないのではないか。

## (2) 監査要員の資格要件について

事務局：(資料3「食品トレーサビリティシステム監査要員の資格要件について」を説明)

### 【主な意見】

- ・ トレーサビリティ監査士講習会や監査士資格はニーズがないと機能しない。
- ・ 講習会の日程で20時間以上は長い。1日～1.5日が適当ではないか。
- ・ 講習会は品目によってコースを分けた方が良いのではないか。

### 【合意事項】

- ・ トレーサビリティシステムの監査要員を養成する講習会を認定し、受講者に資格を与える仕組みを設けることに対し、概ね合意を得られた。
- ・ 委員会の意見を考慮し、カリキュラムや内容、時間を具体的に見積もり、次回再提案する。

## (3) 「食品のトレーサビリティシステムの要件」改訂案について

事務局：(資料4「食品トレーサビリティシステムの要件」改訂案を説明)

“「システムの要件」を満たせば、ISO22005も満たしたことになるようにする”という考え方を維持するのであれば、ISO22005にならってあちこち修正する必要がある。もし、「システムの要件」は「手引き」をチェックするための日本独自の基準であるとする考え方に立つ場合は、ISO22005にならう改訂はしない。今日はどちらの方針にするかを検討していただきたい。

### <「要件」の改訂方針>

### 【合意事項】

- ・ 「システムの要件」の改訂方針として、ISO22005にすべて準拠するのではなく、検討の上、重要と判断した箇所は取り入れる。「システムの要件」本文に取り入れられない部分については、「システムの要件」の解説部分に注釈を入れる。
- ・ 「手引き」とセットで検証の基準として使ってもらえるよう、「手引き」の表現との整合性も高める。
- ・ 作業部会を開催し、「システムの要件」の修正案を検討する。→作業部会委員を募集する

## (4) その他

### 【合意事項】

- ・ 次回委員会は、2月下旬～3月上旬を予定。後日メールにて日程調整する。

## 5. 閉会

以上